



# 郵政産業ユニオン TOKYO

● 発行 ●  
 郵政産業労働者ユニオン  
 東京地方本部  
 発行責任者 田中 孝史  
 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3  
 京橋通郵便局 5F  
 TEL・FAX 03-3535-5447  
 piwutokyo@gmail.com



## 欺瞞に満ちた 会社の回答を許さない

## 夏期・冬期休暇削減を原資にしたベア



【2面に賃金引き上げ要求に対する主な回答内容を掲載】

ストライキに立ち上がった組合員：新東京局前

# 怒りのストライキを貫徹

3月15日深夜に示されたに日本郵政グループの回答は、私たちの要求とは大きくかけ離れたものでした。特に、夏期冬期休暇削減を原資としたベアは、絶対に認めることはできません。非正規社員の賃金、均等待遇要求に対してもゼロ回答でした。特別一時金の支給は運動の成果ですが、物価高騰には到底追いつきません。私たちは満身の怒りをもって3・17ストライキを貫徹し、一日の行動を展開しました。

東京地本は23春闘勝利目指してキャラバン行動を3月3日、清瀬局で早朝よりおこなわれました。当該清瀬局の組合員戸村さんから、要員不足やモノ言えぬ職場実態の報告がありました。

出しました。これを受けて、全国6拠点15職場37名の組合員がストライキに突入しました。

東京地評、清瀬地区労、練馬全労協などからの連帯あいさつを受け、約30名の参加者のシユプレヒコール、団結ガンバローで集会は終了、本社前、院内集会へと合流しました。

また、3月9日には、新宿北局、目黒局にて地本作成春闘ビラ配布行動をおこなないました。

中央本部の春闘要求・賃金引き上げ要求に対する誠意のない会社の回答受け、中央闘争本部は17日、全国一斉ストライキ指令を発



本社前でのスト突入集会

東京地本では新東京局で6名、清瀬局で1名が立ち上がり、「ストライキ突入集会」を新東京郵便局前で60名の参加でおこないました。田中地本委員長あいさつ、ストライキ参加組合員の紹介あいさつ、本部署交渉報告、中央闘争委員会、東京春闘共闘の白滝さ



練馬全労協、練馬ユニオンから檄布が送られる

ん、東京全労協副議長の中原さん、支援団体からのあいさつ、檄布の贈呈と続きました。激励の音楽センターの大熊さんのギター演奏と歌もありました。

全国の仲間からの連帯メッセージ紹介、地本交渉部長からの地本春闘要求書の

説明、ストライキ宣言の読み上げ、シユプレヒコール、新東京局組合員5名の就労送り出しと続き、団結ガンバローで「ストライキ突入集会」を終了、本社前集会に合流しました。

物価高騰に追いつかないベア、要員不足を改善しない会社に対し、闘いをさらに強め、職場から要求の実現の運動を闘い抜いていきましょう。大幅賃上げ獲得、真の均等待遇の実現、増員による職場の労働条件改善を全国の組合員、多くの職場の仲間と共にさらに進めていきましょう！

### 東日付印 京

財務省は、2022年度の税と社会保障の「国民負担率」が47・

5%になる見込みだと発表した▼国民負担率とは財務省のホームページによると、「租税負担率と社会保障負担率の合計」とある。租税負担は、個人が納める所得税や住民税、企業が納める法人税など。社会保障負担は、年金、雇用保険、介護保険などの保険料だ。70年度の国民負担率は24・3%であったが、近年は五割近くになっている▼日本は数十年間所得が増えている中で、税や保険料の負担増で、当然のように生活が苦しくなってきたが、今まで物価が安定していたので何とかなっていたが、昨年から急激な食料品や、電気・ガスなどの光熱費の高騰で生活環境が急激に悪化している▼北欧並みの国民負担率だといふのになぜ日本は北欧並みの高福祉社会になっていないのか。私たちが負担したものはどこに行ってしまったのだろうか？

(I)

# 3860万円の解決金 郵政労契法20条 東日本集団訴訟、勝利和解



### 会社は「期間雇用社員の待遇改善に真摯に努めることを表明」

写真：厚労省で記者会見に臨んだ原告、弁護団

3月6日、原告57名の郵政労契法20条東日本集団訴訟で会社側と和解が成立しました。2020年2月14日に提訴した裁判は、寒冷地手当に関する損害賠償請求を除いて3年で和解が成立しました。

和解条項には、会社は「期間雇用社員の待遇改善に真摯に努めることを表明する」と明記、解決金は遅延損害金を含め3860万円でした。第一次訴訟の最高裁勝利判決では「住居手当、扶養手当、年末年始手当、年始の祝日給、夏期・冬期休暇、有給の病気休暇」を勝ち取りました。

しかし、「地位確認」については認めなかったため、是正内容は原告の過去分にとどまり、郵政全体の非正規社員に波及するものとはなっていませんでした。郵政ユニオンは、これらの判決を踏まえた処遇改善を会社側に強く請求しましたが、応じる姿勢を見せなかったため組合員154名の非正規社員が集団で提訴しました。

全国7地裁で提訴した「集団訴訟」は早期の和解に向けた協議が重ねられ、長崎・四国・中国の各訴訟で全員和解、福岡訴訟で一部和解、北海道訴訟で寒冷地手当を除く全員の部分和解をかちとりました。

この日の裁判には9名の原告が参加し「不当な差別を晴らせた思い」「たまたかえたのは労働組合があったからだ」と思いを語りました。今後も東日本訴訟は、最高裁判決になく集団訴訟で初めて請求した寒冷地手当の勝利を北海道訴訟とともに全力でめざしていきます。

つたからだ」と思いを語りました。今後も東日本訴訟は、最高裁判決になく集団訴訟で初めて請求した寒冷地手当の勝利を北海道訴訟とともに全力でめざしていきます。

**第3回支部長(支部代表者)会議**  
 日時：4月22日(土) 13時開始  
 場所：東部区民事務所  
 議題：23春闘の総括 組織拡大について

ここからホームページへ

### 賃金引き上げ要求に対する主な回答内容

**期間雇用社員**

- 賃金、一時金改善なし
- 日本郵便の正社員登用数
  - ・正社員登用 計3,200人
  - ・地域基幹職へのコース転換 計3,600人
  - ・新卒採用 計1,600人 確保困難な場合は中途採用を実施
- 均等待遇要求
  - ・人間ドック受診における特別休暇→要求には応じられない
  - ・定期健康診断受診に際し待機時間も含めた賃金措置→要求には応じられない

**正社員**

- 定期昇給の実施
- ベア
  - ・基準内賃金に1.62% (社員一人当たり平均4,800円相当)の財源を用いて賃金改善をおこなう
  - ・このうち基準内賃金3,100円相当の財源については社員一人当たり基本給1,000円の改善をおこなう
  - ・残りの財源で一般職の賃金改善及び地域基幹職、総合職等の若年層を中心とした賃金改善をおこなう
  - ・基準内賃金4,800円相当のうち残る1,700円相当については、夏期休暇1日、冬期休暇を1日とすることとし、これに併せて賃金改善を実施
  - ・これらの改善により初任給は1万円以上の改善となる
- 年間一時金
  - ・4.3月(夏期2.15、年末2.15)

**特別一時金の支給** (2023年5月以降準備出来次第)

- 今回限りの措置として、全社員に「特別一時金」を支給する
  - ・フルタイム 7万円
- 【1週間の所定労働時間】
  - ・30時間以上 一律7万円
  - ・20時間以上30時間未満 一律3万5千円
  - ・20時間未満 一律17,500円

## 23春闘・支社交渉をおこなう 3月24日

(概要は以下のとおりです)

3月31日の退職者は約300人(シニア・ゆうメイトを除く)。新卒100人弱。正社員登用約300人。一般職から地域社員は約100人。期間雇用社員の募集人数は約1000人。東京管内にチラシの配布を要請しているが、現場では会社の意図が浸透していない部分もあり指導していくと、無責任な回答。四輪と二輪のコラボした配達を実施、効果はあると認識。各局での区画調整はデータを活用。

「通し」「区分」等による残業が無くなっていない。会社の責任でサービス残業を無くす施策を。準備時間の5分(前超の場合は10分)プラスしない課長等がいる。会議等で指導していく。その場で指摘を。期間雇用社員の年休は、請求して初めて効力が出る。会社側から、指定は出来ない。組合は消滅前に本人通知のシステムを作るべきと主張。

当面の行動日程
4月7日(金) けんり春闘行動
13日(木) 第8回地本執行委員会
20日(木) 労契法20条集団訴訟裁判・結審(東京地裁510) 10時
労契法20条追加訴訟裁判(東京地裁709) 10時30分
22日(土) 第3回支部長会議(東部区民事務所) 13時
5月1日(月) 第94回メーデー
3日(水) 平和といのちと人権を! 5・3憲法集会(防災公園)